

ヲ支給ス

(別記様式省略)

[参照]

明治三十七年九月十三日
勅令第二百六號ハ文官ニシテ陸
海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ關スル件ナリ

生活必需物資の統制に關する勅令要綱の決定

總動員法の一部發動による生活必需物資統制に關する勅令の要綱案は昭和十五年十二月十四日第十四回總動員審議會に於て原案通り可決せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。生活必需物資の種類については要綱第一に勅令を以て決定する旨規定されてゐるが、その對象となるものは家庭用燃料、食料、纖維製品等の外、醫藥品(醫療材料を含む)、嬰兒用品等をも包括するものと考へられる。

生活必需物資の統制に關する勅令要綱

第一 本要綱を適用すべき生活必需物資の種類は勅令を以て之を定むること

第二 主務大臣(主務大臣特に定めたるときは地方長官以下同じ)は生活必需物資の生産者加工を爲す者を含む以下同じ)又其の團體に對し當該物資の生産(加工を含む以下同じ)に關し必要な事項を命じ又制限を爲し得ること

第三 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他賣渡を爲す者、輸入業者又は業務に關し若は轉賣の目的を以て生活必需物資を所持する者に對し讓渡の時期、相手方其の他必要な事項を指定して之が讓

渡を命じ得ること

第四 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他賣渡を爲す者、輸入業者又は其の團體に對し生活必需物資の讓渡に關し數量、時期、方法、相手方又は配給區域に付必要な命令を爲し得ること

第五 主務大臣は生活必需物資の讓受に關し數量、時期、方法又は相手方に付必要な命令を爲し得ること

第六 主務大臣は生活必需物資の生産者販賣その他賣渡を爲す者、輸出業者、輸入業者又はその團體に對し生活必需物資の寄託、保有、質入その他の處分又は移動に關し必要な事項を命じ又は制限若しくは禁止を爲し得ること

第七 主務大臣は物品の保管を業とする者に對し生活必需物資の保管に關し必要な事項を命じ得ること

第八 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣その他配給を業とする者又はその團體に對し生活必需物資の生産又は配給に關し事業計畫の設定又はその變更を命じ得ること

第九 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他配給を業とする者、物品の保管を業とする者又は其の團體に對し生活必需物資の生産、販賣、購買又は保管に關し帳簿を備へ必要な事項の記載を爲さしめ得ること

第十 主務大臣は生活必需物資の使用又は消費を爲す者に對し生活必需物資の使用又は消費に關し必要な事項を命じ又は制限若しくは禁止を爲し得ること

第十一 補償すべき損失は左の各號の處分に因る通常生ずべき損失とすること

(一)第二に依る生産の命令 (二)第三に依る讓渡の命令 (三)第六に依る寄託、保有又は移動の命令 (四)第七に依る保管の命令

第十二 主務大臣は生活必需物資の統制に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫その他の場所に臨檢し業務の狀況若しくは生活必需物資、書類、帳簿等を檢査せしめ得ること

第十三 主務大臣は個人、法人その他の團體をして生活必需物資の統制上必要な業務に協力せしめ得ること

第十四 本制度は前各號に準じ各外地にも之を實施すること

[参照] 總動員法第八條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡ソノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

臨時農地價格の統制及臨時農地等の管理に關する兩勅令要綱の決定

總動員法の一部を發動して地價を抑制し又耕地の潰廢を防止するを目的とする臨時農地價格の統制に關する勅令及び臨時農地等の管理に關する勅令の兩要綱案は昭和十五年十二月十四日第十四回總動員審議會に於て原案通り可決せられたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

臨時農地價格の統制に關する勅令要綱

第一 本要綱に於て農地とは耕作の目的に供せらるる

土地を謂ふこと

第二 農地の價格は當該農地の地租法に依る貸賃價格に農林大臣の定むる率を乗じたる額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領し得ざること但し地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らざること

第三 地方長官農林大臣の認可を受けたるときは區域を指定し第二の率に異なる率を定め得ること

地方長官前項に依り第二の率に異なる率を定めたとときはこれを告示すること

前項に依り告示ありたるときは告示せられたる率を以て第二の率と看做すこと

第四 地租法に依る貸賃價格なき農地が譲渡せらるゝ場合には其の價格に付地方長官の認可を受くべきこと

前項に依り認可を受けたるときは其の額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領し得ざること

第五 地方長官第二但書の許可又は第四第二項の認可に關する處分にして事業の重要なものは道府縣農地委員會の意見を徴することを要すること地方長官第三第一項に依り第二の率に異なる率を定めんとするときは亦同じきこと

第六 何等の名義を以てするを問はず第二又は第四に依る禁止を免るゝ行爲を爲し得ざること

第七 地方長官は農地の譲渡に關し報告を徴し又は當該官吏をして農地其の他必要な場所に臨檢し其の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得ること

第八 本制度は前各號に進じ各外地にも之を實施すること

〔參照〕 總動員法第十九條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

臨時農地等の管理に關する勅令要綱

第一 本要綱に於て農地とは耕作の目的に供せらるゝ土地を謂ふこと

第二 農地の所有者其の所有する農地を耕作以外の目的に使用せんとする時は地方長官（農林大臣特に定めたるときは農林大臣）の許可を受くべきこと農地の賃借人、永小作人其の他權利に基き農地を耕作する者（以下權利者と稱す）に付亦同じきこと

第三 第二は左の各號の一に該當する場合に於ては之を適用せざること

- 一 國又は道府縣が所有者又は權利者なる場合
- 二 主務大臣若は地方長官の命令若は決定に依り又は主務大臣若は地方長官の免許、許可若は認可を受けて爲す工事又は施設の爲に使用する場合
- 三 土地收用法其の他の法令に依り收用又は使用したる農地を其の目的に使用する場合

第四 第四に依り許可を受けたる目的に使用する場合

第五 其他農林大臣の定むる場合

第四 耕作以外の目的に使用する爲農地を讓受け又は賃借權、地上權、其の他の權利を取得せんとする者はその農地を耕作以外の目的に使用することに付地方長官（農林大臣特に定めたるときは農林大臣）の許可を受くべきこと

第五 第四は左の各號の一に該當する場合に於ては適用せざること

- 一 國又は道府縣が讓受け又は賃借權、地上權其の他の權利を取得せんとする場合
- 二 主務大臣若は地方長官の命令若は決定に依り又は主務大臣若は地方長官の免許、許可若は認可を受けて爲す工事又は施設の爲に使用する場合
- 三 其他農林大臣の定むる場合

第六 左の各號の一に該當する場合に於て其の面積五千坪を超ゆるときは其の事項の主務大臣は農林大臣に協議すべきこと但し軍機保護上支障ある場合は此の限に在らざること

第一 第二號の場合を除くの外行政廳其の所管に屬する農地又は賃借權、地上權其の他の權利を有する農地を耕作以外の目的に使用せんとする場合

第二 行政廳耕作以外の目的に使用する爲農地を讓受け又は賃借權、地上權其の他の權利を取得せんとする場合

第三 行政官廳土地收用法其他の法令に依り農地若は之に關する賃借權、地上權其の他の權利の收用若は使用を許可し又は事業の認定を爲さんとする場合

第四 前號に該當する場合を除くの外行政廳農地又は之に關する賃借權、地上權其の他の權利を收用又は使用せんとする場合

第五 主務大臣又は地方長官第三第二號又は第五第二號の命令、決定（内閣の認可を受けたる場合を除く）免許、許可又は認可を爲さんとする場合

道府縣前項第一號又は第二號に該當する行爲を爲すこと

さんとするときは前項に準ずること

第七 地方長官は道府縣農地委員會又は市町村農地委員會をして農地の所有者又は権利者に對し其の農地を耕作せしむる爲勸告又は斡旋せしめ得ること

地方長官は農地の所有者又は権利者に對し當該農地を第三者をして耕作せしむる爲賃貸其の他必要なる措置を命じ得ること

前項の命令ありたる場合に於ては農地の所有者又は権利者は賃貸料其の他の事項に關し第三者と協議すべきこと、協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは地方長官の裁定する所に依るべきこと

第八 第七の規定は農地以外の土地にして耕作に利用し得るものに付之を準用すること

第九 農林大臣又は地方長官は農作物の種類を指定して作付を命じ又は一般的に制限若し禁止し得ること

第十 地方長官は第二若し第四に依る許可に關する處分又は第七第二項(第八に於て準用する場合を含む)に依る命令にして事案の重要なものに付ては道府縣農地委員會の意見を聽くことを要すること第九に依る命令にして事案の重要なものに付ては農林大臣に在りては農林計畫委員會の、地方長官に在りては農林大臣の指定する機關の意見を聽くことを要すること

第十一 何等の名義を以てするを問はず第二又は第四の禁止を免るゝ行爲を爲し得ざること

第十二 補償すべき損失は第九に依る處分に因り通常生ずべき損失とすること

第十三 農林大臣又は地方長官は農地若し耕作に利用し得る土地又は之に關する賃借權、地上權其の他の

權利に關し報告を徴し又は當該官吏をして農地若し耕作に利用し得る土地其の他必要なる場所に臨檢し農地若し耕作に利用し得る土地の狀況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得ること

第十四 第七乃至第九又は之に基きて發する命令に依り爲したる手續其の他の行爲は農地又は耕作に利用し得る土地の所有者又は権利者の承繼人に對しても其の效力を有すること

第十五 本制度は前各號に準じ外地にも之を實施すること

(參照) 總動員法第十三條(一部)
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

厚生科學研究所の創立

昨昭和十五年第七十五回帝國議會の協贊を經た厚生科學研究所官制は昭和十五年十二月四日勅令第八百四十號を以て公布せられ、從來の公衆衛生院並に榮養研究所は新たに厚生科學研究所として時局の要望に隨ひ出發することとなつた。公布の厚生科學研究所官制及び之に附帶する勅令を掲ぐれば以下の如くである。

厚生科學研究所官制 (昭和十五年十二月四日勅令第八百四十號)

第一條 厚生科學研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ國民ノ保健衛生ニ關スル學理應用ノ調査研究及公衆衛生技術者ノ養成訓練ヲ掌ル

第二條 厚生科學研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 專任 十八人 奏任(内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)

技師 專任 一人

教務主事 專任 七人 奏任(内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)

教授 專任 四人 奏任

助教授 專任 一人 奏任

事務官 專任 七人 判任

書記 專任 一人 判任

藥劑手 專任 一人 判任

前項定員ノ外十人以內ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

第三條 厚生科學研究所ニ顧問五人以內ヲ置キ所務ヲ輔ケシム

顧問ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 所長ハ技師又ハ教授ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指揮監督ヲ受ケ所務ヲ掌理ス

第五條 技師ハ上官ノ命ヲ受ケ技術ヲ掌ル

第六條 教務主事ハ教授ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ命ヲ承ケ養成訓練ノ連絡統一ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 教授及助教授ハ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ヲ掌ル

第八條 事務官ハ所長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第九條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十條 助手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ教授及助教授ノ職務ヲ助ク

第十一條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條 藥劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス